

栃木県知事 福田富一様

2014年8月12日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林年治

日本共産党栃木市委員会

日本共産党鹿沼市委員会

日本共産党壬生町委員会

## 台風11号による栃木・壬生・鹿沼3市町の突風被害対策申し入れ

8月10日、台風11号により発生した竜巻とみられる突風で、栃木市、壬生町、鹿沼市の東武日光線沿線南北約7.5km以上におよぶ地域で家屋の損壊、農業施設の損壊などの被害が発生しました。人的被害は鹿沼市、壬生町で軽傷者2人、建物被害は住家半壊5棟、一部損壊234棟を含む471棟（8月11日16時県消防防災課まとめ）、農業施設などの被害は概況で1億8千348万円（8月11日県農政部まとめ）にのぼり、壬生町に被害が集中しています。また公的施設では栃木市合戦場小学校の窓ガラスが破損しました。休日であったため子どもたちへの被害は免れましたが、登校日であれば大変危険な状況でした。

日本共産党栃木県委員会と各市町党组织、地方議員は、ただちに現地調査などを行い、被災者から被災状況を聞きました。壬生町の民家では、家屋の窓を突き破って室内にガラスやがれき、泥が飛散し、「ガラスがちくちくしてとても生活できない。家人にけががなかつたのが不幸中の幸」と話していました。イチゴのハウスが被害を受けた農家は、「盆明けには苗を植えようと思っていたので、途方に暮れている」と話していました。雪害でハウスが倒壊、建て替えたハウスがまた被害を受けた農家もあります。被災者は一刻も早く日常生活と営農を再開できるよう、行政の手厚い支援を要望しています。

については、国に災害救助法の適用をはじめ、全国的に甚大な被害をもたらした台風による被害として特段の支援を行うよう働きかけるとともに、県として現行の各種制度を最大限活用し、被災者と農業被害への親身な救援・支援、市町への十分な支援を行うよう下記のとおり申し入れます。

### 記

1、国に災害救助法の適用を求める。適用基準は、被災世帯数に基づく場合とともに「多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合」（施行令1条4号）があり、積極的に4号要件に基づく適用を求める。

なお、災害救助法が適用された場合、住宅応急修理は災害発生から一ヶ月以内と期間が限られているので、被害を受けたすべての人への周知を急ぐこと。

2、被害認定は、風害特有の実情にあわせて、ていねいに行うこと。

3、栃木県被災者生活再建支援制度をすみやかに適用すること。同制度の基準に満たない損壊の場合、市町と連携して見舞金の支給などを行うこと。

4、がれき、農業・営業関連がれきの撤去について、市町が責任を持って行うよう県として支援すること。

5、農業被害について、県農漁業災害特別措置条例など現行制度を最大限活用するとともに、雪害などの二重災害を受けた場合は特段の支援策を講じること。ハウス再建のための資材、人材確保へ、最大限の支援を行うこと。

6、相次ぐ竜巻・突風の被害拡大防止策として学校など教育施設をはじめとする公的施設、福祉・医療施設などへ窓の強化ガラスまたは飛散防止フィルム貼付などの対策を急ぐこと。学校対策などに使える各種補助制度の拡大を国に求めること。またこうした対策を講じる市町への支援を強化するとともに、民家への補助制度の創設を検討すること。

以上